

労働者派遣法改正案及び労働基準法改正案の慎重審議を求める意見書

政府は成長戦略の名のもと、労働者保護ルールの改悪を打ち出しており、その内容は、派遣労働の大幅な拡大、労働時間や解雇規制の緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かすものである。

労働者派遣法改正案では、派遣労働は臨時的・一時的な業務に限定し、常用雇用の代替としてはならないという大原則が取り払われ、派遣期間の上限3年がなくなり、派遣労働者を無期限に雇用し続けることが可能となる。これにより、ふえ続ける派遣労働者の正社員への道が閉ざされ、不安定な雇用のまま「生涯ハケン」を押し付けられることになりかねない。

また、労働基準法改正案の一番の問題点は、労働時間・休日・深夜の割増し賃金の規定等を適用除外とする「高度プロフェッショナル制度」（特定高度専門業務・成果型労働制）の創設である。労働時間制度は、労働者を守る最低限のルールであり、すでに労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理職や研究者については裁量労働制が導入されている。長時間労働が蔓延し、過労死・過労自殺が後を絶たない現状において、これらを助長しかねない制度の導入や裁量労働制の拡大は認めることができない。

労働者派遣法改正案は国会で二度も廃案となっており、また、労働時間規制を適用除外とする制度案は、「残業代ゼロ法案」「過労死促進法案」との批判により法案提出に至らなかった「ホワイトカラーエグゼンプション」と同様のものである。

よって、政府に対し、次の事項について誠実に対応するよう強く要望する。

記

1. 労働者派遣法改正案について慎重に審議し、欧州連合（EU）型の均等待遇の原則を参考に、派遣労働者と正規労働者間の均等待遇の確保を推進すること。
2. 労働基準法改正案について慎重に審議し、労働時間（時間外労働）の上限規制や勤務間インターバル規制（24時間につき最低11時間の休息期間を確保する規制）等の導入により、長時間労働を抑制し、不払い残業を根絶すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年6月30日

広島県庄原市議会